

議案第 8 号

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例

(かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正)

第 1 条 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例(平成 21 年かすみがうら市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「平成 35 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

(かすみがうら市企業立地促進条例の一部改正)

第2条 かすみがうら市企業立地促進条例（平成21年かすみがうら市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成35年3月31日限りその」を「令和6年3月31日限り、その」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。